

配布資料一覧

- ・ 次第
- ・ 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 委員名簿 ※事前送付済み
- ・ 座席表
- ・ 佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会設置要綱

【資料1】 第7次障害者計画・第7期障害福祉計画の策定スケジュール

【資料2】 障害者計画・障害福祉計画の概要

【資料3】 佐倉市障害者計画・障害福祉計画の位置付け

【資料4】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法について）

【資料5】 次期障害者計画等の計画期間

【資料6】 第6次佐倉市障害者計画・第6期佐倉市障害福祉計画の主な評価

【参考資料1】 第6次佐倉市障害者計画における基本施策 進捗管理シート ※事前送付済み

【参考資料2】 第6期佐倉市障害福祉計画 成果指標及び活動指標の実績 ※事前送付済み

【参考資料3】 第6期佐倉市障害福祉計画 サービスの見込量と確保量 ※事前送付済み

【資料7】 第6次佐倉市障害者計画【市】と第5次障害者基本計画【国】との対応表

【参考資料4】 第5次障害者計画（国）で新たに記載された主な内容（市町村関係） ※事前送付済み

【資料8】 佐倉市障害者総合支援協議会の概要

【資料9】 計画策定にあたり障害者総合支援協議会から寄せられた意見、専門部会における課題

【資料10】 次期計画の基本理念について

【資料11】 令和4年度障害福祉に関するアンケート調査 概要

【資料12】 障害福祉アンケート集計結果（速報値）

（その他）

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 概要

佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 日程 ※一部変更有

（※事前送付済み）

障害者基本計画 概要（カラー）、本文

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（カラー）

第6次佐倉市障害者計画 第6期佐倉市障害福祉計画（計画書冊子）

障害福祉サービスの利用について（2021年4月版）

第 7 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画の策定スケジュール

	懇話会関係、市民参加	事務局、その他
令和 5 年 2 月		障害福祉アンケート
3 月		
4 月		
5 月	市民委員の公募	
6 月	公募委員の決定	
7 月		
8 月	懇話会① <u>※方針説明</u>	障害福祉アンケート速報値
9 月		市役所関係部署ヒアリング
10 月	懇話会② <u>※計画案の検討</u>	障害福祉アンケート報告書
11 月	懇話会③ <u>※計画案の検討</u>	
12 月	懇話会④ <u>※素案まとめ</u>	
令和 6 年 1 月		政策調整会議（庁内検討）
2 月	パブリックコメントの実施	
3 月		計画書策定、計画書印刷

障害者計画・障害福祉計画の概要

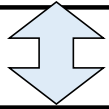
- 第6次佐倉市障害者計画及び第6期佐倉市障害福祉計画（「現行計画」という。）の計画期間が令和5年度で終了するため、現行計画の評価（【資料6】）を行った上で、障害福祉分野の動向等を踏まえ、新しい計画を策定。
- 読書バリアフリー法（【資料4】）に基づく読書バリアフリー計画を新しい計画に盛り込むとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえて策定。
- 策定プロセスは、障害福祉アンケートの実施（【資料1 2】）、現行計画の進捗状況の確認、懇話会における検討・議論等、パブリックコメント（市民意見公募）等（【資料1】）。

	障害者計画	障害福祉計画／障害児福祉計画	読書バリアフリー計画
所管	内閣府	厚生労働省／内閣府（こども家庭庁）	文部科学省・厚生労働省
根拠法令 (市計画)	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条／ 児童福祉法第33条の20・第33条の21	読書バリアフリー法第8条 【資料4】
策定義務	国 【資料7】 【参考資料4】 都道府県 市町村	— 都道府県 市町村 ※市町村は基本方針（※）に即して計画を定める	国 都道府県 ※努力義務 市町村 ※努力義務
佐倉市の 現行計画	第6次；令和3年度～令和5年度 【資料6】 計画期間は法律上の規定なし 【資料5】	第6期；令和3年度～令和5年度 【資料6】 計画期間は3年を基本 【資料5】 基本方針（※）に記載	—
内容	・障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするもの ※国の計画は、障害者のための施策の最も基本的な計画であり、施策を11分野に整理し、各施策の基本的な方向を記載	・障害福祉サービス等（相談支援、地域生活支援事業を含む）及び障害児通所支援等（障害児相談支援を含む）を提供するための体制の確保を計画的に推進することを目的とするもの ・障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定	・視覚障害者等の読書環境整備を推進することを目的とするもの

（※）基本方針；障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

佐倉市障害者計画・障害福祉計画の位置付け

「佐倉市総合計画」:佐倉市が目指すべき将来都市像を示すとともに、「まちづくりの基本方針」を示す計画



「佐倉市地域福祉計画」:福祉・保健・医療施策全体及び各分野の横断的・重点的な取組の方向性を示す計画

「第7次佐倉市障害者計画」:

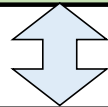
障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に位置付け、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に定める計画

「第7期佐倉市障害福祉計画」、「第3期佐倉市障害児福祉計画」:

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付け、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保について定める計画

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」:

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画



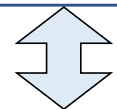
<本計画と特に関連する佐倉市の個別計画>

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」

「佐倉市成年後見制度利用促進計画」

「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」

「佐倉市健康増進計画」「健康さくら21」



連携

【国】

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

【県】

- ・千葉県障害者計画
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

ともにあゆむふくしプラン
佐倉市地域福祉活動計画

※佐倉市社会福祉協議会の計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法について）

目的

視覚障害者等の読書環境を整備し、障害の有無にかかわらず誰もが読書・情報にアクセスできるようにする。

対象

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害のため、視覚による表現の認識が困難な者（視覚障害者等）

基本理念

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）の普及と提供
- ・ アクセシブルな書籍や電子書籍などの量的拡充と質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の種類や程度に応じた配慮がなされること

基本施策（関係する箇所を抜粋）

- ・ 視覚障害者等の図書館利用に係る体制の整備（9条）
- ・ インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
- ・ 特定書籍・特定電子書籍等の政策の支援（11条）
- ・ 端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ・ 情報通信技術の習得支援（15条）
- ・ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（16条）

※同法第8条において、地方公共団体は国の基本計画を勘案し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画策定するという努力義務が定められています。

※国は、同法第7条に基づき令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定しており、それを受けて千葉県も、令和5年3月に「千葉県読書バリアフリー計画」を策定しました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法について）

佐倉市立図書館の障害者サービスの現状

〔施設〕

- ・点字ブロック・スロープあり（佐倉・志津・佐倉南）
- ・拡大読書器あり（志津・佐倉南）
- ・対面朗読室あり（佐倉・志津）

〔資料〕

- ・大活字本 5,985冊
- ・点字本 46冊
- ・録音図書 349点（音声版こうほう佐倉）
- ・オーディオブック 7,336点（図書館ホームページから聞くことができる）
- ・LLブック 35タイトル（障害の有無にかかわらず、やさしく読みやすい本）

〔サービス〕

- ・対面朗読 対面朗読ボランティアによる対面朗読の実施
- ・サピエ図書館に加入（令和3年度から）
- ・国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスの利用
- ・佐倉南図書館については、特定録音物等郵便物発受施設の指定を受けており、視覚障害者手帳1・2級の方に対しての点字及び視聴覚資料の送料が無料

利用登録者数 令和3年度 5人（施設入居者） ・ 令和4年度 1人（個人） 計6人

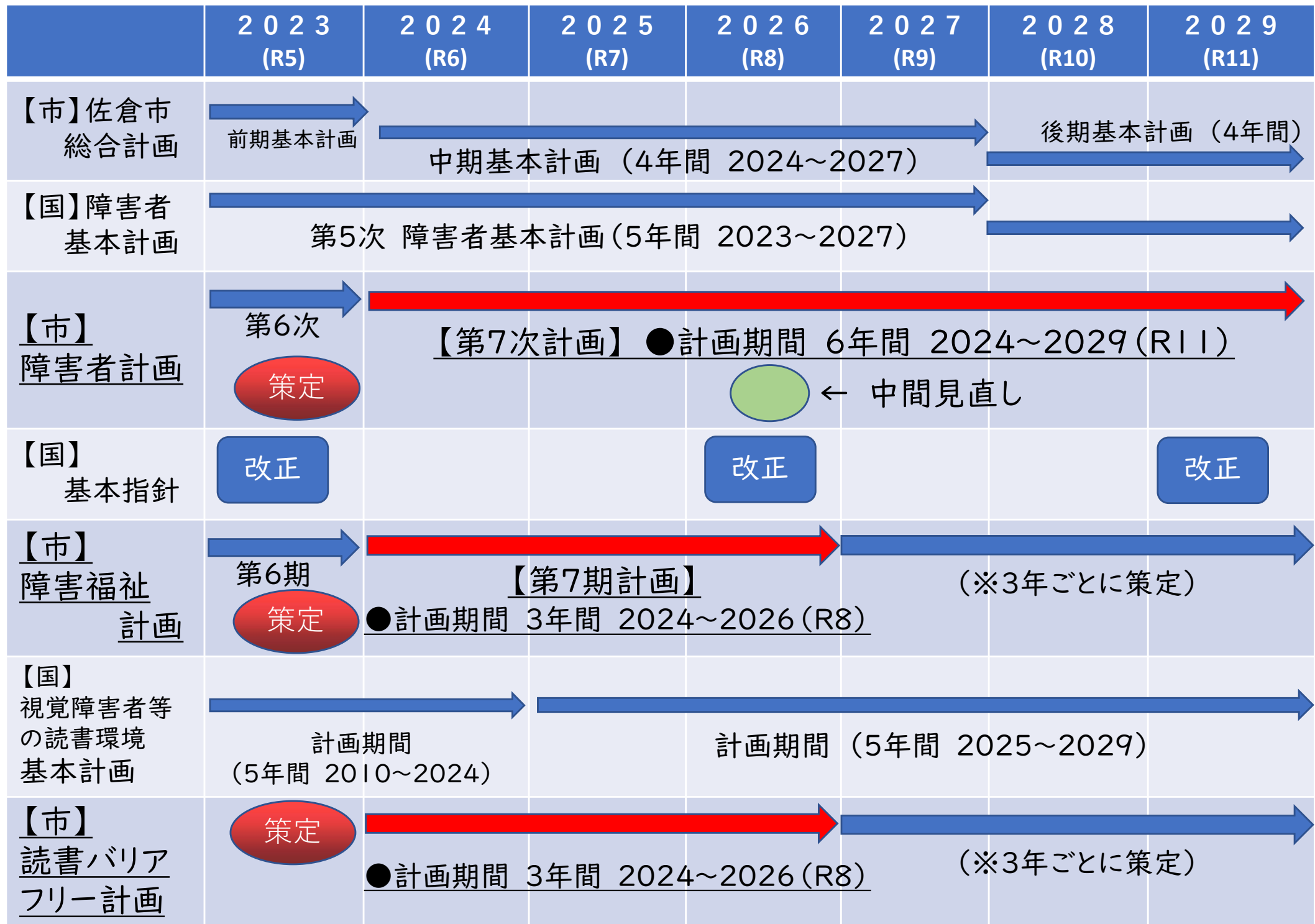
対面朗読ボランティアによる対面朗読の実施

令和4年度実績 8回（ZOOMを利用したオンライン朗読。7月から月1回、各回10名ほど参加）

※利用には佐倉市立図書館視覚障害者等サービス利用登録申請が必要

※佐倉市立図書館視覚障害者等サービス実施要領（令和3年7月施行）

（旧対面朗読実施サービス事業実施要領）により運用を行う



第6次障害者計画・第6期障害福祉計画の主な評価

事務局評価

現行計画において十分に達成できなかった内容	理 由
<p><u>障害理解を促進するための施策の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 小中学校での福祉体験学習の取組支援が不十分 ✓ 民間事業者の障害者差別解消法に関する認知度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルス感染症の影響（障害理解促進のための取組が十分に実施できなかった。） • 障害者差別解消法について、十分な周知を図る事ができなかった。
<p><u>目標値に達していない成果目標がある</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設入所からの地域生活移行者数 →目標8人に対し令和4年度末の実績が2人 ✓ 就労定着支援利用者 →一般就労に移行する7割以上の利用が目標のところ令和4年度末実績が26% 	<ul style="list-style-type: none"> • （地域移行）新型コロナウイルス感染症による外出制限等の影響で地域移行が進まなかったと考えられる。 • （就労定着支援）一般就労に移行した人の中にサービス利用開始期間の半年未満で退職する場合がある。

引き続き重点的に進めるべき事業

災害時等の安全確保に向けた取組を引き続き推進する。

- ✓ 専門部会において、医療的ケア児の災害時の対応について検討を進めている。

障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した適切な支援を提供する体制の充実について検討を進める（ライフサポートファイルの活用促進等）。